

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日現在の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

<行政職給料表>

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	役職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事の職務	51	18.0	主事	51	79	27.8	主事級
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	28	9.9	主事	28			
3 級	係長又は主査の職務	58	20.4	主査	42	58	20.4	係長級
				係長	16			
4 級	課長補佐又は副主幹の職務	68	23.9	副主幹	68	68	23.9	課長補佐級
5 級	副署長、課長、室長、分署長、出張所長又は主幹の職務	62	21.8	副署長	2	78	27.5	課長級
				課長	6			
				分署長	1			
				出張所長	4			
				主幹	49			
6 級	(1) 次長、参事又は署長の職務 (2) 高度の知識経験を必要と困難な業務を所掌する副署長、課長、室長、分署長又は出張所長	16	5.6	次長	1	78	27.5	課長級
				署長	5			
				副署長	3			
				課長	5			
				室長	1			
				分署長	1			
7 級	(1) 消防長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する次長又は署長の職務	1	0.4	消防長	1	1	0.4	部長級
		284 人	100%					